

○総務省告示第百五十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第一項第二号及び別表第三号17（3）の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第二十三号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル五Gの無線局の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月三十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一

シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二・三三〇MHzを超え二・三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては三・四GHzを超え三・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）及びローカル5Gの無線局の送信装置であつて、四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては、四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）の技術的条件

1

設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔1〕 略

(2) 陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うものを除く。）の送信装置

ア

一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも三〇・ニデシベル（空中線電力が二三dBm以下である場合は一九・ニデシベル）以上低い値又は（一）五〇dBm以下の値であること。

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
五	五	四・五二五
一〇	一〇	九・三七五
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注〕 略

〔イ・ウ〕 略

〔(3)・(4)〕 略

2

設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。

〔1〕 略

(2) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

ア

一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装

改正前

一

〔同上〕

1 〔同上〕

〔1〕 〔同上〕

(2) 〔同上〕

ア

〔同上〕

〔同上〕

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
一〇	一〇	九・三七五
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注〕 〔同上〕

〔イ・ウ〕 〔同上〕

〔(3)・(4)〕 〔同上〕

2

〔同上〕

〔1〕 〔同上〕

(2) 〔同上〕

ア

〔同上〕

置

希望波を定格出力で送信した状態で、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた場合において、同表の三の欄に掲げる周波数幅あたりに発生する相互変調波の平均電力が、同表の四の欄に掲げる相互変調波の電力の許容値以下であること。

一 チャネル間隔 (MHz)	二 離調周波数 (MHz) (注 1)	三 周波数幅 (MHz)	四 相互変調波の 電力の許容値 (dBc) (注 2)
五	五	四・五二五	(一) 一九
	一〇	四・五二五	(一) 三五
一〇	一〇	九・三七五	(一) 一九
	二〇	九・三七五	(一) 三五
「略」	「略」	「略」	「略」

〔注 1・2 略〕

「イ 略」

〔3〕5 略〕

6 設備規則別表第三号 17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔(1) 略〕

(2) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注 1)	不要発射の強度の許容値
五	一未満	任意の五〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一一・二 dBm 以下の値
	一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下

〔同上〕

一 チャネル間隔 (MHz)	二 離調周波数 (MHz) (注 1)	三 周波数幅 (MHz)	四 相互変調波の 電力の許容値 (dBc) (注 2)
一〇	一〇	九・三七五	(一) 一九
	二〇	九・三七五	(一) 三五
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

〔注 1・2 同上〕

「イ 同上」

〔3〕5 同上〕

6 〔同上〕

〔(1) 同上〕

(2) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔同上〕

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注 1)	不要発射の強度の許容値

- 7 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するサブリース領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。
- 〔1〕略
- (2) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置
- 次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

〔略〕	一〇	一以上五未満	五以上一〇未満	一〇以上二五未満	〔略〕
〔略〕	任意の一、〇〇〇kHzの帯域における平均電力が（二）一一・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一一・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	〔略〕
〔略〕	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	〔略〕
〔略〕	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	〔略〕
〔略〕	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	〔略〕
〔略〕	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	〔略〕

- 7
- 〔イ 同上〕
- 〔同上〕
- 〔1〕 同上〕
- (2) 〔同上〕
- 〔同上〕

〔同上〕	一〇	一以上五未満	五以上一〇未満	一〇以上二五未満	〔同上〕
〔同上〕	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一一・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	〔同上〕
〔同上〕	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	〔同上〕
〔同上〕	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	〔同上〕
〔同上〕	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	〔同上〕
〔同上〕	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一二・二dBm以下の値	〔同上〕

〔表略〕 注 1 五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一一・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、二五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から四二・五MHz以上、三〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上、五〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上、六〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から九五MHz以上、八〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二五MHz以上、九〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一四〇MHz以上及び一〇〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一五五MHz以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。 〔注 2 ～ 6 略〕 〔(3)・(4) 略〕 〔8・9 略〕 〔一 略〕 〔別図第一号・別図第二号 略〕	〔表同上〕 注 1 一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、二五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から四二・五MHz以上、三〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上、五〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上、六〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から九五MHz以上、八〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二五MHz以上、九〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一四〇MHz以上及び一〇〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一五五MHz以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。 〔注 2 ～ 6 同上〕 〔(3)・(4) 同上〕 〔8・9 同上〕 〔一 同上〕 〔別図第一号・別図第二号 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	